

※別紙 1

奄美群島地域通訳案内士育成等計画

1 地域通訳案内士育成等計画の作成主体

奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、奄美群島広域事務組合（特別地方公共団体、1市9町2村で構成）

2 地域通訳案内士の名称

奄美群島地域通訳案内士

3 区域

奄美群島の全域（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）

4 地域通訳案内士制度を導入する経緯

- ・奄美群島における外国人宿泊者数の動向

「共通基準による観光入込客統計」が始まった平成22年から1,000人超であったが、平成24年に大幅に下回った。翌年には1,000人台へ回復し、令和元年には7,202人泊と大きな伸びを見せている。

【外国人延べ宿泊者数の推移】※毎年1～12月までの累計（従業者数10人以上の施設）

平成22年～ 平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
4,685	1,093	1,886	5,357	4,993	5,226	7,202	2,887

単位：人 出典：「鹿児島県の観光の動向～鹿児島県観光統計～」

- ・奄美群島地域通訳案内士の必要性

鹿児島県内の全国通訳案内士登録者数92名（平成31年1月1日時点）のうち、奄美群島に居住する通訳案内士は1名のみという現状に加え、わが国の主要国際空港である成田空港と奄美大島空港間のLCC就航、クルーズ船の寄港の増加、世界自然遺産登録となり、外国語で観光案内等が可能な通訳ガイドの育成が急務である。平成26年度には、名瀬港へのクルーズ船寄港の際に通訳ボランティアが携わったが、この方々を中心に通訳・翻訳等の活動を目的としたボランティア団体「奄美国際懇話会」が組織され、平成28年度には通訳業務等を担う「株式会社奄美国際ネットワーク」も設立された。また、平成29年度奄美群島地域通訳案内士育成研修の中国語修了者を中心に「奄美中国語通訳案内士の会」も立ち上がり、中華圏のクルーズ船対応等でも活躍されている。このような通訳ガイドへの機運の高まりを捉え、本計画では、英語と中国語に加え、韓国語を含めた奄美群島地域通訳案内士の育成・通訳技術の向上を図ることとしたい。

5 外国語

英語、中国語、韓国語

研修を実施する言語は、奄美群島を訪れる外国人や通訳ガイドの実情等を考慮して、研修実施の都度決定する。

6 研修実施に係る事項

(1) 求めるべき外国語能力

語学力については、次表を条件とする。

言語	条件
英語	英語検定試験 2 級相当以上の語学力を有していること
中国語	中国語検定試験 3 級または HSK 4 級相当以上の語学力を有していること
韓国語	韓国語能力試験 4 級相当以上の語学力を有していること

ただし、母国語が英語、中国語、韓国語の者については日本語能力検定 N 2 級以上相当の語学力を有していることとする。

(2) 実施する研修内容等（育成）

①研修概要

研修項目	研修内容（概要）	研修時間	想定する講師
語学	・ 実践会話（挨拶、観光施設紹介）	10 時間	現役の全国通訳案内士等
地元学	・ 奄美群島の概況（歴史、文化、地理、経済、産業等） ・ 奄美群島の現状	10 時間	地元有識者
ホスピタリティ	・ 外国人旅行者の特徴、習慣、マナー ・ おもてなし精神	2 時間	地元有識者
旅程管理	・ 旅行者の移動の円滑化 ・ 交通機関及び宿泊施設の情報 ・ 安全対策及び事故発生時の対応能力	10時間	観光庁長官の登録を受けた機関の有識者
通訳案内士制度	・ 通訳案内士としての心構え、業務内容、制度等	2 時間	関係行政職員等
実地研修	・ 総合的なガイドスキルの習得	20時間	現役の全国通訳案内士等
救急救命 ※各自受講	・ AEDの取扱い方法の知識、技術を習得 ・ 応急（救命）手当の知識、技術を習得	3 時間	日本赤十字社 消防署職員
研修合計時間			57時間

②研修内容

○「語学」（研修時間：10時間）

外国人観光客を円滑に案内できる語学力を習得する。

○「地元学」（研修時間：10時間）

奄美群島の概況（歴史、文化、地理、経済、産業等）及び奄美群島の観光の現状等に関する知識を幅広く習得する。

○「ホスピタリティ」（研修時間：2時間）

国別のマナー・習慣を踏まえた表現方法、観光客に誤解を生じさせないコミュニケーション能力を習得する。

○「旅程管理」（研修時間：10時間）

観光庁長官の登録を受けた機関の有識者が行う研修を受講し、一般的な旅程管理知識及び交通事情等、奄美群島の実情を踏まえた旅程管理を習得する。

○「通訳案内士制度」（研修時間：2時間）

通訳案内士法や通訳案内士制度の概要等に関する知識を幅広く習得する。

○「実地研修」（研修時間：20時間）

現役の通訳案内士等の実演を参考に、案内能力を習得する。

○「救急救命」

日本赤十字社、奄美群島内消防署等が行う「基礎講習」「普通救命講習」を受講し、AEDの取扱いや応急（救命）手当の知識・技術を習得する。（各受講者において、日本赤十字社、奄美群島内消防署等が実施する「基礎講習」「普通救命講習」を受講する。）

※以上の研修は、研修内容の深く正しい理解を得ることを目的としており、原則として日本語で実施する。

③ 効果測定の実施方法

上記のとおり、奄美群島広域事務組合が指定する7項目に係る研修をすべて受講し、語学力の要件も満たす者は、登録にあたり口述試験を受けることとする。

この口述試験は、1人あたり10分程度の面接形式とし、研修の理解度を測るほか、外国語のスピーキングスキルやプレゼンテーション能力についても審査の対象とする。

試験官には、現役の通訳案内士や語学力と地元の観光に精通した方等に依頼することとする。

効果測定の結果、奄美群島地域通訳案内士として求める能力を満たしていると認められるときは、奄美群島広域事務組合が修了証を発行し、当該者の研修修了を認めるものとする。